

明治10～20年代における普通教育と職業教育

湯川文彦

はじめに

明治10～20年代は、普通教育の普及・定着が目指される一方、職業教育の奨励・制度化が試みられた時期である。普通教育と職業教育はそれぞれ目的とするところが異なるうえ、双方に莫大なコストを要するために、当該期には両教育をめぐって対抗的な議論が生じたり、相互関係を模索するような動きがみられたりした。従来の研究では、普通教育と職業教育について、それぞれの政策過程や教育の特性などが議論されてきたが、両者の関係に対する当事者たちの認識についてはいまだ不明な点が多い。

文部省では、学制期以来の中心的政策課題だった普通教育に対して、職業教育はやや遅れて浮上してくる。とくに第二次教育令に明記された実業諸学校の規定は、以後の職業教育の充実に向けた第一歩として注目されてきた¹。以後、学校種別の教育政策や農商務省との学校所管問題が注目されたものの、普通教育と職業教育の関係については十分に検討されてこなかった。

一方、普通教育と職業教育の関係が本格的に問われるようになったのは、井上文政期であるといわれる。当該期には、とくに井上毅文部大臣が実科中学校の奨励や実業教育費国库補助法の制定などに積極的に取り組んだためである。海後宗臣編『井上毅の教育政策』はこれに次のような評価を与えている²。

井上は「きわめて強い対外危機感」をもって欧米諸国に遅れず「工業化に対応する国民教育制度再編成」を行おうとしたが、それによって多くの解決困難な問題を抱え込み、第一にエリート教育の水準維持と専門技術者養成の底辺の拡大の間の矛盾、第二に産業資本からの直接の教育要求の低さ、未熟さのために、従来の徒弟制・見習制に基づく労働力養成システムとその「学校化」を図ることの間の矛盾に頭を悩ませた、と。これらは「後進資本主義国日本の条件下」において発生した問題であり、井上文政期には解決されなかったものの、明治30年代へと続く政策課題の先駆をなしたとする。また、「実業教育」の振興については、農業ではなく工業を中心とし、とくに初等の工業教育を焦点化して、在来の「慣習技能」に学理を付加することを方針とし、国内の産業実態に密着した形での産業振興を想定していたと指摘する³。

この理解は、國學院大学図書館所蔵「梧陰文庫」史料群に支えられたものであり、概ね正確である。しかし、井上文政の基本的な方針はすべて明治10年代のうちに文部省によって唱導されており、井上文政に固有の現象と捉えることはできない。如上の問題の学校制度化は、明治30年代へと持ち越されているため⁴、井上文政はむしろ明治10年代からの課題が継続する過渡期であったと考えられる。

職業教育への対応がより重要になってくる明治10～20年代において、普通教育と職業教育にはどのような教育認識が形成されていったのか。本稿では、普通教育と職業教育をめぐるとの当該期の政府官員・議員たちの多様な議論を分析することにより、その教育認識の特徴を明らかにする。検討にあたっては、文部省政策担当者はもちろん、政府指導者層や他省の課題認識、帝国議会の議員たちの議論などより広い文脈で、教育認識の特徴を捉えていくこととする。

明治10～20年代には、政界・産業界の変化が起きており、普通教育と職業教育の論議にも影響を及ぼし

ている。明治23年に帝国議会在開設され、明治19～22年には第一次企業勃興期を迎えている。『井上毅の教育政策』は「むすび」において、井上文政期の施策のうち、実現しなかったもの（小学校教育費国庫補助法案など）は帝国議会在「安上り政府」を主張したことによって頓挫したとし、実現したもの（実業教育費国庫補助法など）は「欧米先進諸国からの技術教育政策からの影響と国内における『産業革命』がももした実業教育重視の雰囲気」が作用した、と考察している。しかし、これは当該期の一般論を当てはめるにとどまっており、実際の関係性は不明である。

第一に、政界との関係——とくに初期議会在期の「安上りの政府」志向については、坂野潤治が子細に指摘したように、議会在（民党）がそのような志向性を示し、内閣の「積極主義」に基づく予算案を「民力休養」論のもとに削減し続けたのは第三議会在（明治25年）までであり、第四議会在以降はむしろ自由党が「民力休養」論の行き詰まりを打開するため「積極主義」の導入を模索するなど、従前とは異なる議会在運営となり、内閣—議会在間の歩み寄りが焦点となっていた⁵。井上文政期に開かれた議会在は第五議会在（明治26年）・第六議会在（明治27年）であり、当該期の議会在をそれ以前の議会在と一緒に論じることは適当ではない。むしろ重要なのは、すでに自由党が積極主義への転換を図っているにもかかわらず、文部省予算に対して削減要求を提示していることにあると考えられる。議会在側の教育認識を検討する必要がある。

第二に、産業界との関係である。日本における産業革命期は、第一次企業勃興期（1886～1889年）、第二次企業勃興期（1895～1899年）を経て日露戦後企業勃興（1906～1907年）に至るまでの20数年に及ぶが、この間、つねに産業が成長し続けたわけではなく、第一次企業勃興期のあとにはいわゆる「明治23年恐慌」により企業ブームが冷却され、産業不振が起きている⁶。井上文政期は1893～1894年／明治26～27年であり、産業革命期のなかではイレギュラーな産業不振の時期であった。

以上をふまえ、本稿では明治10～20年代の普通教育と職業教育をめぐる政府官員・議員たち——文部省、他省や議会在の関係者を含む多様な議論を分析することにより、その教育認識の特徴を明らかにする。検討に際しては、文部省のみならず、他省や議会在を含む多様な議論を検討することとする。より多くの教育関係主体（個人・組織）が登場する当該期において、どのような教育認識が形成されていったのだろうか。

なお、本稿における「職業」は農工商業のみならず、官吏や学者など高度な学理を要する他の職業をも包含する。これは当時、学校教育と職業の関係をめぐる議論がこれらの職業を含んで展開されていたことにもとづく。農工商業は在来の慣習を有する一方で、高等教育をうけた人材は官吏・学者などを除き受け入れ先が限られ、いまだ一般社会の職業との関係を築けてはいなかった。それぞれの職業について学校教育との接続関係が模索されるなかで、後述するように、普通教育と職業の関係が緊密化する一方で、財政事情を背景に各学校・職業間の公益性・優先度を争う議論が展開されることとなった。また、「職業教育」という言葉は、本来現実社会において「職業」として一定の地位が築かれたものに対して、それに対応する教育を指すが、当該期の「職業教育」論は、先述の通り、各学校と職業の接続関係を模索するものであり、現在の職業のみならず将来の職業への対応をも含む。そのため、ここでは広く職業に関する教育を包含する概念として「職業教育」を用いることとする。

1. 明治10年代における「職業」と教育

(1) 普通教育と職業のあいだ

明治12年、教育令案の元老院審議席上で、田中不二麿文部大輔は「普通教育」を「干渉」の区域、中学以上の教育（「高等教育」）を区域外とすることを説き、その理由を次のように述べた⁷。小学校の「普通

教育]は「人民一般」に「一般ノ利益」をもたらすのに対して、「少数人民」から「一ノ傑士」を輩出する「高等教育」は、「多数人民ヨリ税ヲ出サシムルハ理ノマサニ然ルベカラザルモノ」であり、その利益も「人民一般」にとっては「間接ノ利益」に過ぎないため、政府の「干渉」外とすべきである、と。当時の文部省は普通教育の普及を最重要課題としており、限られた税をそれに集中的に投じることを想定していた。この田中の発言は、高等教育を重視する議場の意見に対して、文部省方針を正当化する意味をもっていた。

一方で、明治10年代には、殖産興業政策の展開が一層重要な政治課題となっていた。工部省が主導してきた官営工場による産業の実験・造成は、利益を生むまでには至らず、明治13年11月の工場払下概則制定以後、順次民間へ払い下げられた。同年8月、岩倉具視は閣議において、工場払い下げを求めるとともに、次のように訴えた⁸。「朝野ノ紳士、工商ヲ賤業視スルノ慣習」を打破し「工商ノ業ヲ重ンジ、貿易ノ不利ヲ挽回スル」必要がある。現行の学校制度は「輕薄子弟」を養成しているため見直し、中学・大学はあくまで「中人以上ノ学科」を学ぶところとし、「農工ノ如キハ普通簡易ノ学科ヨリ直ニ農学工学ニ移リ、実学執業ヲ勉メシメバ、始メテ実材ヲ養成スベシ」。この背景には民権運動の興隆と政府財政の危機的状況があり、中央主導から地方での民業振興への移行が現実的な選択肢として浮上していた。明治14年には新たに農商務省が設置され、特に農業の現業者指導に注力することとなった。岩倉が意識したように、職業への対応ではまず「普通簡易ノ学科」より一般に広めていくことが必要であった。そうすると、人民一般を対象とする普通教育との接続関係が問われることとなる。この頃、文部省も職業への対応をみせている。明治13年の第二次教育令の制定時に、農工商業学校の管轄を規定した。さらに翌年度からの小学補助金の廃止とその一部転用により「実業職工学ヲ奨励スルノ法ヲ起」す方針を固めて⁹、明治14年4月には東京職工学校を設立した。同年5月の小学校教則綱領には、土地の状況により農工商業の学科を置くことを規定し、中学校教則大綱、師範学校教則大綱にもそれぞれ同様の学科設置規程を設けた。そして、明治15年の「文部省示諭」においては学理と実地の融合を標榜し、公立農学校における農業実験を奨励した¹⁰。

いまだ十全の普及に至っていない「普通教育」の普及と、官営型殖産興業にかわる新たな地方産業振興策の展開という課題は、それぞれ別の方向から生じてきた。それでは文部省は両課題をどのように結びつけようとしたのか。「文部省示諭」の「専門ノ学校ト普通ノ学校トノ関係」の項において、次のような説明を与えている¹¹。「普通教育ノ年限ハ小中学ヲ通ジテ率ネ十二年トス」るも、普通教育の終期は子弟・父兄の貧富等により遅速がある。それでも、各子弟にとって「其将来ニ修ムベキ業務上ノ教育」である「専門教育」は必要不可欠であるため、各々の「普通教育」の程度に応じて「専門教育ニ高低ノ等差ナカルベカラズ」とする。文部省が構築しようとしていた学校制度とは、普通学科から専門学科への円滑な連絡を可能にするとともに、普通教育の各学校段階に応じて、職務上不可欠な教育（「専門教育」）を授けるというものだった。普通教育を「専門教育」の基盤と位置づけ、「普通教育旺盛ナラザレバ則チ専門教育モ亦完全ナル能ハズ」としたのである。

そのため、文部省は普通教育の実用性を高めることが重要であると捉えていた。「文部省示諭」の「小学科ノ教授」の項目では「学理ヨリ寧口実用ヲ主トシ以テ兒童ノ他日世ニ立チ業ヲ営ムノ資ヲ得セシメント最モ緊要ナリトス」、[中学科ノ教授]の項目では「中人以上ノ人士」を養成するため「学理実用併セテ授クベキモノ」として各科目について学理と実用の双方を追究するよう求めている¹²。つまり、ここで普通教育は、直接的な技能の習得ではないものの、職業上不可欠な教育として位置づけられていた。

職業への対応は普通教育の定着のためにも重要であった。明治14年4月の東京職工学校設立に関する文部省伺において、福岡孝弟文部卿はその意義を「工業上」と「教育上」の両面から説明している¹³。「工業上」については、工業の失敗の原因を「其學術ニ根拠ナク、徒ラニ〔西洋の——湯川註〕模擬ヲ主トセ

シニ由ラザルハナシ」として、「先其學術ヲ修メ、然ル後其実施ヲ図ラザルヲ得ズ」とした。この点は工業不振打開のために低度の学理の普及を求めた政府方針と一致する。そして「教育上」については、「細民」の子弟が小学校卒業後、「有用ノ職業」に就かず従前の通り「雇役」に就くがために普通教育を受けた「智徳」を「消耗」していく問題があるとして、職工学校に子弟を通わせ、「其品行ヲ醇美ニシ、其智識ヲ明敏ニシテ以テ能ク有用ノ職業ニ服スルニ堪ユ」るようにする必要があるとした。文部省では、小学普通教育が就業とともに雲散霧消することを問題視し、普通教育の実用性を担保するために職業との接続関係を意識するようになっていた。

(2) 各学校教育と職業の接続へ

農商務省では明治17年、前田正名が「興業意見」をまとめた。そのなかで欧米学理の直接的な適用の失敗を反省し、地方産業（現業）の組織・インフラ整備を中心とする勸業方針を打ち出した。単純な学理の導入は産業振興には結びつかないことが明らかとなっていた。一方、工部省では明治17年10月、渡辺洪基工部少輔が上申書のなかで次のように説いて、新たな工部省の使命を見いだしていた¹⁴。工部大学校を「教育ノ一部」として文部省に属させるという意見があるが、賛同できない。「理化ノ学理ヲ实用シテ以テ直チニ国家物質上ノ隆盛ヲ謀ルモノ、現今更ニ緊急ナリト云ハザルヲ得ズ。大学ハ則チ学理ノ蘊〔蘊〕奥ヲ極メ其学理ノ用ヲ拡張シテ社会ニ益スル者ナリ。其学理ノ成ヲ仰ギ各業ノ専門ニ就キテ之ヲ適用シ、兼ネテ実業ニ従事スルノ志ヲ養成シ、直チニ取りテ国家ノ経済ヲ利スルニハ、別ニ其学校ヲ設ケザル可カラズ。工部大学校、其一ナリ」と。渡辺は工部大学校において理化学の学理を講究するだけでなく、これを「実業」へ応用することで利益を増進することを求め、それは文部省管轄の「教育」の範疇からは外れているとした。この発想は旧工部省事業の終焉を前提としたものだが、同時に「仏蘭西独逸奥大利ノ工藝学校エコールポリテクニックニ於ケルガ如ク、學術ノ程度ヲ高尚ニシ其實用ノ地ニ密接セシメ、學術ト実地ト共ニ進メテ遂ニ本邦學術上独立ノ基礎ヲ建ツ」というように、欧州諸国の「工藝学校」に由来するものだった。そのため、彼は内務・農商務省管轄の「実業」に関わる事務を工部省へ移し、工部大学校を学理の講究と応用に特化させることを求めた。一方で、従前の事業にあった「工藝ニ属スル専門学校ノ如ク官民一般ニ用ユル工藝家ヲ速成スルガ如キモノ」は文部省に任せるのが妥当であるという。これは文部省が東京職工学校を設けたことに加え、「本邦欧州ノ文化ヲ受クル日尚浅ク、民業ニ属スル學術ノ応用未ダ其度ニ適セザルヲ以テ、是等高尚ノ學術未ダ幼稚ノ民業ニ用ユルヲ以テ目的ト為スヲ得ズ」というように、工部大学校で講究した学理を応用するには「民業」の発達を待たなければ難しいためであった。

これに対して、文部省は従前の学校整備を前提としつつ、職業教育への対応をすすめた。明治16年には農学校通則、翌年には商業学校通則を制定し、それぞれ農商業を営むために必要な学科を授ける第一種と、農商業を「処理」するより高度な学理を授ける第二種を規定した。さらに、中学以上の段階においても職業教育への対応をすすめた。文部省では明治17年に府県聯合設立高等学校案および聯合府県立学校条例案を地方官へ内示した¹⁵。前者は国庫の限界を押し量り、中学校卒業者に対して「高尚ナル専門学科ヲ研究スル豫備ノ為メ、又ハ実地ノ業務ニ就クガ為メ、必須ナル高等ノ普通学科ヲ修ムル所」を地方税共同支弁及び一部国庫によって賄うものである。後者は地方の資力の限界を押し量り地方税共同支弁で「専門学校農学校商業学校職工学校等」を設立するものである。文部省の理解では、各学校段階の普通学科に対して専門学科が続く関係になるため、「高等学校」についてもその普通学科は専門学科研究の予備であると同時に、職務上の教育（「専門教育」）の予備として位置づけられている。また、各種専門の学校の整備については、医学校こそ全国各地に設置があったものの、農工商業学校の整備は立ち遅れており、大木喬任文

部卿は「是蓋シ目前需要ノ多キモノヲ先ニシ、而後施テ其他ニ及バントスルモノナラン」と説明している。

明治10年代後期には、前期の課題認識を受けて、文部・農省務・工部の各省がそれぞれ産業振興策を自省の事務のなかに位置づけ、始動させた。いずれも学理と在来慣行の融合を課題としながらも、文部省ではすでに普通教育の普及を中心とした政策展開をすすめてきたところに産業振興の問題を加えたため、普通教育の実用性の追求と、職業上の学理と現業の融合という両課題を連結した形で新たな学校教育制度を模索することとなった。なお、この問題に関連して、文部省は「技藝教育」という言葉を用いるようになった。明治18年に頒布された『技藝教育ニ係ル英国調査委員報告』（文部省訳）に、職業上必要な技能の教育の意味で使用された。「抑普通教育ハ技藝教育上ニ緊要ナル関係ヲ有シ、殊ニ職工ニ直接ナル関係ヲ有スル」（第2報告、3頁）とあるように、普通教育に結びつく形で展開されるものと解された。

こうしたなかで、明治20年代に入ると、文部省は学校教育と職業の接続についてさらなる説明を加えた。森有礼文部大臣は「小学及び尋常中学は中等以下の教育にして実用となるべきものを作る所」¹⁶、「尋常中学校ハ要スルニ之ヲ卒業シテ直チニ実業ニ就ク者ヲ養成スルヲ以テ目的トス。（中略）尋常中学校此校生徒ハ社会上流ニ至ラズトモ、下流ニ立ツモノニハ非ザレバ最モ実用ヲ為スノ人ニ非ザレバ不可ナリ」¹⁷といい、「大学学生ハ其業成リテ学校ヲ出レバ乃チ社会ノ需要ニ応ゼザル可ラズ、此学生ヲ導クニハ理論ト實際トヲ兼ネザル可ラザルヤ固ヨリ知ルベキナリ」¹⁸とした。教育の実用性重視、とくに職業への対応を意識していることが窺える。森はさらに以下二点の説明を行っている。

第一に、森は普通教育のなかに「実業教育」が含まれていることを強調した。すなわち、森は「若シ不就学者ヲシテ多小ノ智識ヲ得セシメバ、何ノ業ヲ執ルモ其働キノ結果ハ不就学ノ時ニ優リ、随テ国力ヲ益スニ至ルベシ、此一事ハ文部省ニ於テ一日モ忘ルベカラザル事ナリ」¹⁹として普通学科が職業上有効であることを説き、併せて小学簡易科の普及を目指した。それゆえに、森は「読書算等ハ人間処世上ニ肝用ナルモノナレドモ畢竟藝術ニ過ギズ」²⁰「人物正確ニシテ藝能加ハルトキハ其加ハルニ從ヒ効用愈大ナルモ、其主タルモノハ人物ニシテ藝能ハ從ナリ」²¹と述べて、普通教育の主目的は人間形成にあるとしつつ、普通学科を一種の技能養成（「藝能」）として付加されるものと捉えていた。そして、普通教育において職業上の「勤働ノ習慣」を養成するために「勤働ノ教育」が必要であるとし²²、「教育ノ大部分ヲ以テ人ヲ働カシテ行クト云フ事ガ読、書、算ノ外ニ在ルガ、其大部分ガ何ンデアルカト云フニ矢張り実業教育ト云フコトニナル、夫レハ学校内ニ於テスル事ハ草拔ニシロ水汲ニシロ掃除ニシロ色々アル、是レガ大事ノ学科デアルト云フコトヲ悉皆学務課長ニ於テハ自得シテ貫ハヌト困ル」²³とした。ここでいう「実業教育」とは「主トシテ勤働ノ習慣ヲ養成スル教育ノ謂ナレバ、必ラズシモ田畑ヲ耕ストカ、^{のみかん}鑿鉋ヲ以テ働ラクト云フニ非ズ」²⁴というように、普通教育の範疇においてそれが就業への精神的準備となるというニュアンスを含む。これに必要な限りにおいて「商工農業ニ関スル事ヲ善ク教ヘザル可ラズ」²⁵とするのである。

第二に、「高等中学校ハ上流ノ人ニシテ官吏ナレバ高等官、商業者ナレバ理事者、学者ナレバ學術専攻者ノ如キ、社会多数ノ思想ヲ左右スルニ足ルベキモノヲ養成スル所ナリ」。森は「今日上流ノ人物多数ヲ養成スルハ燒眉ノ急」²⁶としつつも、その存在意義はつねに「世界万国ノ国勢」との比較、競争の視点から説いており²⁷、当時の国内にそのような「上流」の職場が十全に確保されていたわけではない。あくまで将来への見通しである。

森文政では、普通教育について、人間形成という目的を保ちながらも、職業への精神的準備＝「実業教育」と捉え直しており、普通教育に用いられる普通学科はその実用性を意識して「藝能」として扱っていた。普通教育と職業教育は密接に結びつき、普通学科は専門学科習得の基礎であり、普通教育はそれ自体が職業への移行を可能にする教育として改良が求められることとなった。そして、普通教育から職業への

接続を意識した言葉として「実業教育」が用いられ、直接的な技能習得よりも様々な職種に広く対応する前提としての意味が強調されることとなった。また、対応すべき職業には農工商業だけでなく「官吏」[学者]なども包括的に取りあげられたことも注目に値する。これは文部省が学校教育を起点に職業を捉え、学校種ごとの教育の意義づけを明確化しようとしたためであると考えられる。学校を卒業して就く職業一般について、学校教育との関係を築くことが追求されたのである。しかし、このことは同時に明治20年代における帝国議会の議論において、新たな争点を生み出していくこととなる。

2. 明治20年代における「地方」と教育

(1) 「地方」の論理

明治23年12月23日の第一帝国議会予算委員会において、堀内賢郎（自由党）が「私ハ文部省中ノ高等中学ニ属スル費用ハ、一切削除スル事ヲ建議シマス」と発言し²⁸、以後、高等中学校の存廃論がたたかわされた。『井上毅の教育政策』では賛否両論があったことを指摘しているが、廃止論者については「民力休養」論による費用削減要求であったとし、第三議会（明治25年5月～）以降に自由党が京都大学設置計画を提出し、高等中学校廃止・京都大学設置のセットに変化したと説明している²⁹。しかし、自由党関係史料を分析すると、これとは違った実情がみえてくる。

堀内の意見に賛成したのは工藤行幹、駒林廣運で、両名とも自由党員である。堀内は「我々〔自由党員〕八国費ヲ以テ少数ノ人ヲ教育スル事ヲ好ミマセヌ、普通ノ教育ハ兎ニ角高等教育、所謂僅々少数ノ人ニ教フル事マデ国家ガ世話スルニハ及バヌ」とする。かつて田中不二麿は高等教育への「干渉」を回避する理由について「税、の論理を持ち出したが、以後、文部省の高等教育への「干渉」が増えた。ここでは「税、の論理がその高等教育への「干渉」を批判するために用いられている。

もっとも、自由党員たちが高等教育に関心がなかったわけではない。彼らが問題にしたのはその優先度と規模である。第一議会も終わりにさしかかった明治24年3月3日、長谷川泰（自由党）以下39名は連名で「文部省直轄官立学校改革議案審査ノ為メ議会閉会ノ間特別委員ヲ設クルノ動議」を衆議院へ提出した³⁰。39名のうち自由党員が29名を占めており、前出の工藤、駒林らも名を連ねている。この動議には「文部省直轄学校改革議案」と「理由書」が付帯している。議案の趣旨は、東西両京に帝国大学・豫備門を置き、第一～第五高等中学校・高等師範学校・府県立師範学校を全廃し、師範学校の機能は府県立中学校へ吸収する。そして、明治20年勅令第48号³¹を廃止して、府県立医学校の設立を認める。

一見して、苛烈な学校費削減要求のようだが、帝国大学の増設や豫備門の設置など官立高等教育機関の役割は残している。「理由書」によれば「政府ガナス可キ教育ノ権限」をどこまでに止めるかが問題であるとして、「中央集権的教育ノ積弊ヲ打破シ、地方教育ノ發育ヲ計ル可キ計画ヲナス」としている。これは単なる「民力休養」論ではなく、文部省が教育令期、森文政を通じて構築してきた高等教育への「干渉」をめぐる、高等教育の中央主導から地方起点への転換を企図し、新たに「地方教育ノ發育」の形を提唱するものであった。

さらに明治24年12月2日、第二議会予算委員会において、自由党員が疑問を投げかけたのは、明治19年の中学校令第一条「中学校ハ実業ニ就カント欲シ、又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」、および明治23年10月15日の改正高等中学校官制に規定された「高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、高等ノ普通教育ヲ授ケ、及大学並高等専門学科ノ学習ニ須要ナル豫備ヲ為サシムル所トス」の実際の姿であった。

この規定通りであれば、尋常中学校卒業者は就業ないし進学ができ、高等中学校もまた同様の仕組みが成立している必要がある。宇都宮平一（自由党）は「今日ノ文部省ノ学制ノ上ニ就テ最モ不完全ナル點ハ、實際上カラ中学教育デアラウ」と切り出し、「高等中学ト云フモノハ實際上大学ノ豫備門ニナツテシマツテ」いて文部省が説くような新たな職業への接続は果たされていないとする。そのため、高等中学校を廃して豫備門を設けることで、進学の経路を確保しつつ、「同ジ入費デ、各府県ノ尋常中学校ヲ益々盛ニナルト云フコトニナレバ、夫レハ何ヨリ事柄ニ取ツテハ結構デアル」とした。宇都宮が問題にしているのは、實際上、地方の尋常中学校の教育が不完全であり、高等中学校は大学豫備門の機能しか果たしていない現実である。高等中学校廃止・再編は、そこで生じた余剰金を尋常中学校整備の費用に投じるという要請がセットになっていた。宇都宮は「日本ノ国力ニ余リガアレバ、高等中学ハ其儘ニシテ置テ、サウシテ中等教育ヲ益々盛ニ〔スル〕方針ヲ取り度イ訳デ」と断っており、国庫財源が限られているなかで何を重視、優先すべきかを問うた。この議論に重ねて、工藤行幹（自由党）は次のように述べた。

現今デハ文部省ノ方法ハ既ニ此ノ中人以上ノ方ニ許リ——師範学校ハ別デアリマスガ、其方ニ許リ入費ヲ使ツテ、サウシテ小中学、或ハ府県ノ実業学校ハ一向ヤラヌト云フコトデスガ、ドウシテモ文部省ハ此ノ金ヲ充分ナラヌ所ニ使ハヌデ、中人以上ノ所ニ国庫ヲ以テヤラレナケレバナラヌト云フ方法デゴザイマセウカ。只私共ノ疑ヲ抱イテ居ル所ハ、中等以上ノ学科ノ如キハ、是ハ国力ノ許サヌ所ダカラ自然ニ任セテ却ツテ文部省ハ普通学科、或ハ各府県ノ実業学校ノ方ヘカヲ入レタナラバ、日本ノ為ニハ大變利益ノアルコトダラウト思ヒマス。

ここでは明確に、「中人以上」の学校である高等中学・大学に対する出費と、地方一般に存在する小学校・尋常中学校・実業学校に対する出費が天秤にかけられている。国庫が人民一般の税をもとにしているために、自由党としては人民一般の利益になる出費を優先することが肝要である。具体的には、高等中学校を大学豫備門に縮小する代わりに、その財源を地方の小学校・尋常中学校・実業学校へ配分することを求めている。

これに対して、辻新次（政府委員・文部次官）は「地方ノ教育」改善が必要であることには同意しつつも、高等中学校こそ「中等教育ノ度合ヲ進メテ行ク」ものであるとし、「高等中学ト云フモノヲ修メマスレバ即大学ニ這入レマスシ、夫カラシテ高等中学校丈ノ学科ヲ修メマスレバ、矢張世ノ中等以上ノ仕事ヲスルノニハ足リルト云フコトノ組立ニナツテ居ル」（傍点湯川）、あるいは「農業ニシロ商業ニシロ政治上ノ事ニシロ総テノ事ヲ目的トシテ、文部省ガ高等中学校ヲ立テ、参リマス以上ハ、此ノ五高等中学校ガ無ケレバ、日本ノ中等以上ノ業務ヲ執ル者ヲ養成スルノニハ、五ツ位無ケレバナラヌト云フ所カラシテ出来テ居ルノデアリマス」として、あくまで産業従事者や中央・地方官吏など「中等以上」の業務に一定数の人材が不可欠であるとの立場を崩さなかった。このような教育を辻は「普通ノ高等ノ教育」と称しており、前出の改正高等中学校官制にいう「高等ノ普通教育」に対応していた。

宇都宮はそれは「表面上ノ理屈」にすぎないとしたが、辻もそのような意見は「御尤」であり、大学進学希望者が多い現状を「人情ノ然ラシムル所」とであると認めている。あくまで、高等中学校卒業者が「中等以上」の業務に就くというのは将来の展望に属していた。

長谷川泰は明治24年12月10日発行の『党報』第4号に、「議案」と議会質疑を踏まえた詳細な計画を掲載した³²。その内容から、「議案」全体の意図が地方の産業振興にあったことがわかる。

京都大学設置については「此大学中には文科法科の如き無形の学科を教ゆることを後廻としても先づ有

形的に必要な理科の如き医科の如きものを教へ外国教師も二名も雇ひ入れ東京大学に劣らざる者をつるを得べく」として、まず理科・医科中心の大学とすることを求める。併せて高等中学校卒業者が増え、近い将来大学の収容力を超える恐れがあるため、「成るべく之を制限して生産的の学問を学習せしめざるべからざるなり」とした。また、高等中学校等整理の剰余金の使い道については、「下等貧民に手工を教ゆる所の手工学校奨励の爲めの補助金に充てんことを望む」として「中人以下の貧民社会のものに実業教育を授けて以て富源を作るの方法を尽すこと最も肝要たるべきなり」「日本の貧民社会の教育を盛になすべく是等有用ノ事業に対しては金を惜まざる覚悟なり」とした。

こうした意見を踏まえて、自由党では政務調査方針を定めて『党報』第17号（明治25年7月25日発行）に掲載した³³。具体的には、①小学校を「無料」として「自由」な就学を可能とする、②高等小学校においては「農商工等ノ学科ヲ設ケ其生業ノ異ナルニ從テ各々之ヲ学バシムルヲ要ス」るため、「下等手工学校」を附属させる。これらを自由党は普通教育の範疇にあるものと認めて「自由教育」と称した。③中学校においては「中等ノ教育ヲ受クル者ハ中産ノ生業ヲ經營セザル可ラズ、故ニ其生活ノ用ニ供スル技藝ノ教育ヲ最モ必要ナリトス」として「技藝教育ノ制」を立てる必要を認めた。ここでいう「技藝教育」は「農工商業等ノ実務ニ訓練スルガ為」の「特種ノ教育」を指している。また、「凡ソ我国利ヲ興スニ必要ナル各種学校ノ制度ニ就テハ精密ニ之ヲ調査シ、以テ実業教育ノ法最モ其宜キヲ得ザル可ラズ」というように、技能習得の意味で「実業教育」の語も用いていた。④京都に帝国大学を設置し、競争による学術の進歩を期す。このように、政務調査方針では、普通教育の普及を図りつつ、各学校教育と職業の接続をすすめるようとしており、その目的を達成するために国庫財源を用いることを想定していた。

人民の費用負担を抑えながら必要財源を確保しようとしたとき、彼らが削減の槍玉に挙げたのが高等中学校の「高等普通教育」だった。長谷川はこれを多額の費用を要する「中人以上」のための教育——「貴族的ノ教育」であると厳しく批判した³⁴。明治26年2月28日に衆議院審議にかけられた長谷川らの「高等中学校官制改正建議案」では、明確に「彼ノ官吏其他公共ノ職務ニ従事スル為メニ要スル所ノ高等普通教育ノ如キハ之ヲ教授セザルヲ至当トス」と述べている³⁵。文部省の求める「高等普通教育」を切り捨てることで、高等中学校の役割を縮小し、その財源を広く普通教育、職業上の教育に活用することが彼らの目的であった。明治26年6月8日、井上毅文部大臣が伊藤博文に宛て「政党連中之文部攻撃ハ決して消極論ニ無之、即ち積極的之改革ヲ促スものニ有之候」と報じた所以である³⁶。井上は、長谷川らの自由党案を「一案ニ有之候」としつつも、あくまで「森已来文部之漸進軌道」——高等中学校を漸次高等学校、大学へと編制替えしていく路線——を堅持し、これを「今日ニ至り着手履行スべき之必要ニ迫りたる方案」であると強調した³⁷。これは高等学校令（明治27年）制定の指針となった。また、自由党の主張する「地方」の論理に対しても、文部省なりに対応を試みている。久保田讓（政府委員・文部次官）は、衆議院予算委員会（明治25年12月13日）において、高等中学校を各地に残すことの意義について「漸ク地方デ学問ヲスルコトノ途ガ付イテ来タコトデアリマス」と説いている。さらに、翌年1月9日には高等中学校を「智識ヲ各地ニ分配スル所ノ施設」と述べ、学制上の「進歩」とであると強調している。こうした見解には議員にも同調する者があり、一定の理解を得ていたとみられる。

以上のように、自由党員たちは「地方」の発展を目的として、文部省の教育政策のうち「普通教育」の普及には理解を示し、人民の費用負担を抑え、貧困層を含む一層の教育普及に努めることとした。そして学校教育と人民の就業と密接に結びつけ、それに叶うと考える教育政策を提言するとともに、それに沿わないと考える教育政策を厳しく批判し、削減対象とした。この「地方」の論理にそぐわない施策・費用を排除する動きにおいて、高等中学校の「高等普通教育」は批判的となった。将来の職業との接続を展望

した文部省の説明は自由党員たちを十分に説得することはできず、かえって高等教育が官僚養成など少数者の職業にしかつながらっていない現状を追及される事態となった。

(2) 現在・未来の職業との接続

前項にみた帝国議会における論争では、学校教育と現在の職業との接続が焦点化される一方、未来に成立するはずの職業——より高度な学理を要する職業——との接続については不急の課題と位置づけられた。

第三議会（特別会）後の明治24年7月5日、大木喬任文部大臣は新たに大阪に職工学校を設立する閣議請議書を提出した³⁸。大木は「須ラク技藝教育ヲ拡充シ日新ノ学理ヲ実業ニ応用シ、実業及学理ヲシテ密著駢進セシムルヲ以テ先務トスベキナリ」としており、低度の学理と工業の融合を目指していた。大阪を選んだ理由には「大阪ハ近時工業興起シ且其地タル関西交通ノ要衝」であることを挙げた。学理の実業への応用を目指しつつ、大阪に新たな拠点を築き、「関西」への影響を期待していることが窺える。

「技藝教育」という言葉が教育政策上重要になるなか、文部省ではその定義をただそうと取り調べを行っている。井上文政期に文部次官を務めた牧野伸顕の文書には、牧瀬五一郎（文部省試補）がまとめた「技藝教育ノ定義ニ関スル取調」が残されている³⁹。これによれば、「技藝教育」の目的は「将来或ル業務ニ従事セントスル青年子弟ニ須要ナル学藝ヲ授クル」こととされ、その内容は将来の職業における学理・技能（「学藝」）を授ける教育であるという。ただし、対象とする職業の幅に広狭があり、①工業、②工業・商業ないし農業・工業、③農工商業、④農工商業・「公務」を挙げている。最も広い解釈では「公務」をも含み、産業関係職のみならず職業一般にわたることとなる。しかも、「技藝教育」の内容についても、単に特種技能の習得としての「専門教育」を指す場合と、「専門教育」+「普通教育」を指す場合とがある。後者は「技藝教育」の存立基盤が普通教育にあることに関係していると考えられる。教授する「学藝」の範囲についても①専門教育を指す場合と、②普通教育を指す場合があるという。この取調は、欧米諸国で用いられている概念規定を総合したものだが、これをみても普通教育と職業教育が密接な関係にあり、多様な解釈を包含するものだったことが窺える。

対象の職業について幅があったことは、政策上でも意識されていた。「実業教育費国庫負担法」案を一覧した伊藤博文が「第二条諸般実業トハ、インシュトリアルノ意義ト察候処、諸般実業ニ而ハ余り広大ニ過ギ候虞ハ無之乎、工業而已ニ被止、説明モ末段之一節ト相成候へバ、補助之金額ト稍得権衡候感有之歟ト奉存候。尚御再考可被下候」と述べて、工業に限定することを求めたことにも看取される⁴⁰。一方、井上が実業教育費国庫補助法に関して「地方官之冀望は実に従来之農学校を維持し地方税之負担を軽くする之一点に傾き、斯而は補助法案之インダストリーアーツを勧導する之精神に背き可申心痛いたし候」と報じたように⁴¹、地方官側では「実業教育」の補助について、地方で需要のある農学校の設立とその費用負担軽減という認識で捉えていたことが窺える。

なお、「実業教育」をめぐる、井上は普通教育の職業への有効性を意識していた。明治27年5月28日の実業教育費国庫補助法案の貴族院特別委員会において、井上は「本案教育ノ目的ハ、初等実業教育ニ在リ、又其ノ種類ハ主トシテ工藝ノ業ヲ修メシムルニ在リ」とした後に「『インキ』ヲ製造スルニ原質調合ノ分量ヲ誤リ、機関又ハ器械ニ油ヲ注射スルニ分量ヲ誤リ、鉄ヲ鑄潰ス毎ニ帳簿ニ記載スベキニ之ヲ為シ能ハザルハ、皆数理又ハ文字ヲ知ラザルニ坐スルコトニシテ、実ニ実業社会ノ一大欠點ト言ハザルヲ得ズ」と述べた⁴²。これは先行研究でいわれたような、井上の実業教育理解の浅さゆえの失言ではなく、むしろ井上の実業教育理解の内実を物語っていると考えられる。

明治27年の実業教育費国庫補助法制定後、文部省は地方官へ補助の「標準」を通達した。その草案⁴³を、

実際に地方官へ通達されたもの⁴⁴と比較すると、補助額の記載が削除されたほか、文部省の内意を窺わせる箇所が削除されている。具体的には「高等学校ヲ奨励スルノ必要ヲ認ムト雖、土地ノ事情ヲ図ラズ根本固カラザルノ学校ハ補助ヲ與ヘザルベキノミナラズ、其設立ヲ思止マラシムル様〔ニ熟思ヲ要スル旨ヲ〕勸奨スルヲ要ス〔告スベシ〕」「卒業ノ後就職スベキ地位ノ有無如何ヲ慮ラズ慢ニ〔シテ〕専門学校ヲ設立スルガ如キハ其可ナルヲ知ラズ〔ベカラズ〕。依テ寧ロ可成低度ノ学校ヲ奨励スベシ」の部分である。「土地ノ事情」「就職」などの文言に窺えるように、文部省は現在の職業と十分に結びつかない学校については地方での存立が困難であることを自覚していた。この「標準」では主に簡易の農学校・工業学校や農業・工業補習学校への補助を想定し、低度の学理を産業従事者一般に普及していく方針を採っていた。現在の職業との関係が密接な教育から広げていく姿勢が窺える⁴⁵。大学に関しても同様の問題がある。第二議会において宇都宮平一（自由党）が、理科系学生数が年々減少している理由を問うと、辻新次は次のように答えた。

理科杯ヲ終ツタモノハ、教員ニデモ行カナイト云フト、何処ニモ賣口ガナイ、ナゼナレバ何処ニ製造所ガ沢山アルジヤナシ、ドウシテモ世ノ中ノ教育ヲ進メテ行キマスノニハ、只一方ノ学科丈ガ進ンダツテ宜イト云フ訳ニハイカナイ、理科ノ様ナモノモ進メテ行カナケレバナラヌカラ、其時ハ政府ガ幾分カ業ヲ盛テヤラナケレバナラヌ、外ノ原因ジヤナイ、矢張其学科ヲ終ツタ所デ、甘イロガナイノデス。

大学理科について産業上の需要が乏しいために、適当な就職口がないのが原因であるという。専門学科と現業との疎隔が問題であった。未来の職業を想定した教育は十分な社会的認知を得ることが難しく、今後の課題とされたのである。

おわりに

明治10年代には普通教育の普及と産業振興策の見直しを課題としながら、「職業」と教育の関係が強く意識されるようになった。そこでは普通教育における実用性向上と職業教育における学理・実地の融合が目指され、両者は密接な関係を持つものとして理解されるようになった。しかも、各職業が様々な段階の学理と結びつき得ること、その職業には産業関係職以外の職（官吏など）も広く含まれることから、各学校種がそれぞれ現在の職業との接続関係を鋭く問われることとなった。教育と現在の職業の間に大きな隔りがあるなかで、教育政策上その距離を埋めていくことも大きな課題となった。そうしたなかで、井上文政期には低度の学理普及を図る教育が優先され、実地不適合の学校設置には困難が予想された。

明治20年代には帝国議会の議論が象徴するように、各学校教育は「地方」の論理に照らしてその意義が問われることとなった。そのなかで、高等中学校の「高等普通教育」をめぐっては、現在の職業との結びつきが稀薄であり、「地方」の論理からも外れるものとみなされたため、議会において厳しい批判にさらされた。自由党員たちは「地方」の発展を目的に据え、それに叶う教育政策を提言する一方、それに外れる教育費を削減対象とした。文部省が教育と現在・未来の職業との接続に積極的に対応しようとした結果、とりわけ未来の職業に接続する教育をめぐっては優先度を争う議論が生じた。

上記のように職業教育が普通教育と複雑な関係を取り結ぶことになったのは、いまだ十分に普及・定着していなかった普通教育を基盤に、職業教育を展開しようとしたことによると考えられる。職業教育は普通教育の内容や意義を補完し、普通教育の社会的受容を推し進める役割を期待された。その際、職業教育は普通教育をうけた人々をあらゆる職業へと接続することを求められたため、新たな「有用の、職業に必

要な教育として未来志向の意義をも与えられた。しかし、職業により当面必要とされる知識の程度は区々であり、一方では人民一般への職業知識・倫理の普及が議論され、他方では「中人以上」に限られた専門性の高い教育をめぐる公共性（税金投下を正当とする地方利益）の問題が議論的となったのである。多種多様な「職業」と学校教育の接続関係が、優先度や正当性をめぐって激しい包括的議論を呼んだのは、自然の成り行きだった。その議論とその後の教育政策・論議の関係については今後の課題としたい。

注

- 1 倉沢剛『教育令の研究』（講談社、1975年）、井上久雄『近代日本教育法の成立』（風間書房、1969年）、土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』（講談社、1962年）など。
- 2 海後宗臣編『井上毅の教育政策』[むすび]（東京大学出版会、1968年）。
- 3 在来産業の人材育成を担う徒弟学校についても同様の指摘がみられる。豊田俊雄編著『わが国離陸期の実業教育』（国際連合大学、1982年）は、徒弟学校が従来の徒弟制による職人養成から近代的な技能者養成への転換を図るものでありながら、根強い徒弟制の慣習への配慮から、その「前近代的性格」を温存する形で導入されたと指摘する。
- 4 米田俊彦『近代日本中学校制度の確立』第一部・第一章（東京大学出版会、1992年）。
- 5 坂野潤治『明治憲法体制の確立』第一章（東京大学出版会、1971年）。
- 6 杉山伸也『日本経済史』（岩波書店、2012年）221～222頁。
- 7 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』前期・第6巻（元老院会議筆記刊行会、1963年）、137頁。
- 8 国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」（対岳文庫）17-5-(38)。
- 9 明治13年7月、河野敏鎌文部卿地方教育視察報告書（早稲田大学図書館所蔵「大隈文書」イ14-A4226）。
- 10 三好信浩『日本農業教育成立史の研究』（風間書房、1982年）442頁。
- 11 明治15年12月「文部省示諭」221～225頁（『学事諮問会と文部省示諭』国立教育研究所、1979年、107～108頁）。
- 12 前掲『学事諮問会と文部省示諭』66、69頁。
- 13 国立公文書館所蔵「公文録」明治十四年・第百五十九巻・明治十四年四月～六月・文部省、第2号文書。
- 14 国立公文書館所蔵「公文別録」工部省・明治十五年～明治十八年・第二巻・明治十七年～明治十八年、四ノ二号文書。
- 15 大木の一連の学校制度改革案と地方官の応答については、湯川嘉津美「1884年の文部省学制改革案の教育史的意義」（『上智大学教育学論集』49号、2015年）参照。
- 16 明治20年6月、文部大臣の演説（『森有礼全集』第1巻、宣文堂書店、1972年、542頁）。
- 17 明治20年6月22日、福島県議事堂において県官郡区長及び教員に対する演説（同上、546頁）。
- 18 明治21年4月25日、帝国大学教官に対する演説（同上、614頁）。
- 19 明治20年3月、尋常師範学校長に推薦せられたる者に対する演説（同上、520頁）。
- 20 明治20年11月19日、京都府尋常中学校において郡区長府会常置委員及び教員に対する演説（同上、588頁）。
- 21 明治20年11月18日、兵庫県会議事堂において郡区長県会常置委員及び学校教員に対する演説（同上、584頁）。このような関係理解について、森曰く「小学校ニセヨ中学校ニセヨ何程学カヲ上ゲタリトテ、人物宜シカラザレバ其学問ヲ妄用シテ却テ世ノ害ヲナスベシ、人物宜シケレバこそ其得タル学問ヲ有益ニ利用スルヲ得ベシ」（明治20年5月25日、第一地方部府県尋常師範学校長に対する演説、同上、522頁）。
- 22 明治21年、奥羽六県学事巡視中の演説（同上、657～658頁）。
- 23 明治22年2月5日、府県学務課長に対する演説（同上、674頁）。
- 24 明治21年秋、奥州地方学事巡視に際し学校職員に対する演説（同上、645頁）。
- 25 明治21年秋、奥州六県学事巡視中の演説（同上、651頁）。

- 26 明治20年6月21日、宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説（同上、537頁）。
- 27 明治20年10月26日、第四高等学校開校式演説（同上、556頁）。
- 28 「衆議院予算委員会速記録」第11号、2頁。以後、断りない限り、衆議院議場での発言については、衆議院の議事速記録による。
- 29 前掲『井上毅の教育政策』第3章（高等教育）、405～407頁。
- 30 国立公文書館所蔵「諸雑公文書」雑01517100。
- 31 明治20年9月30日、勅令第48号「府県立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ズ」（国立公文書館所蔵「公文類聚」第十一編・明治二十年・第二十九卷・学政門三・学校資・教官・生徒、第6号文書）。
- 32 長谷川泰「明治二十五年度政府請求の教育費に就て」（『党報』第4号、12～24頁）。
- 33 「自由党政務調査之方針」（『党報』第17号、1～18頁）。
- 34 「衆議院議事速記録」第20号、明治25年12月23日。
- 35 國學院大学図書館所蔵「梧陰文庫」B2639。
- 36 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇・第4卷（國學院大学図書館、1971年）232頁。
- 37 明治26年10月10日、伊藤博文宛井上毅書翰（同上、237頁）。
- 38 国立公文書館所蔵「公文別録」未決並廃案書類・明治二十年～大正四年・第三卷・明治二十年～明治四十二年、第4号文書。
- 38 国立国会図書館憲政資料室所蔵「牧野伸顯関係文書」239-7。
- 40 明治26年11月13日、井上毅宛伊藤博文書翰（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇・第5卷、國學院大学図書館、1975年、57頁）。
- 41 明治27年7月17日、伊藤博文宛井上毅書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第一卷、塙書房、1973年、464頁）。
- 42 『帝国議會貴族院委員会會議録』第4卷（臨川書店、1995年）229頁。
- 43 明治27年7月、実業教育費国庫補助法実施標準案（国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊藤博文関係文書」その一、書類の部277「文部関係書類」所収）。
- 44 文部省実業学務局編『実業教育五十年史』（実業教育五十周年記念会、1934年）257頁。
- 45 佐久間貞一（東京工業者組合諮問会臨時会長）は、在来工業において普通教育が有用であることを認めている（國學院大学図書館所蔵「梧陰文庫」B2808・2810）。